

入札公告の訂正について

平成27年12月3日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所
所長 中沢 寿幸

平成27年10月16日付けで入札公告を行いました「首都圏中央連絡自動車道 大網白里スマートIC詳細設計」に係る入札公告の内容の一部に誤りがありましたので、別添のとおり訂正します。

【訂正内容】

- ・入札公告

別添「正誤表」をご覧ください。

正誤表

業務名)首都圏中央連絡自動車道 大網白里スマートIC詳細設計

対象	誤	正	備考
<p>入札 公告</p>	<p>5-3. 落札者の決定</p> <p>(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。</p> <p>① 評価値 (100点) = 価格評価点 (配点 30点) + 技術評価点 (配点 70点)</p> <p>② 価格評価点 (配点 30点) … 次に示す算式により算定する。</p> <p>価格評価点 = 式 A × 0.5 + 式 B × 0.5</p> <p>なお、小数第 4 位以下は切り捨てとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{式 A} = \text{配点 (30点)} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right)$ </div> <p>なお、小数第 4 位以下は切り捨てとする。</p> <p>また、入札価格が調査基準価格を下回る場合の配点は 70 点とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{式 B} = \text{配点 (30点)} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{評価基準価格}} \right)^2 \right)$ </div> <p>※評価基準価格は、契約制限価格に 10 分の 5.5 を乗じた価格とする。</p> <p>なお、小数第 4 位以下は切り捨てとする。</p> <p>また、入札価格が評価基準価格を下回る場合の配点は 70 点とする。</p>	<p>(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。</p> <p>① 評価値 (100点) = 価格評価点 (配点 30点) + 技術評価点 (配点 70点)</p> <p>② 価格評価点 (配点 30点) … 次に示す算式により算定する。</p> <p>価格評価点 = 式 A × 0.5 + 式 B × 0.5</p> <p>なお、小数第 4 位以下は切り捨てとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{式 A} = \text{配点 (30点)} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right)$ </div> <p>なお、小数第 4 位以下は切り捨てとする。</p> <p>また、入札価格が調査基準価格を下回る場合の配点は 30 点とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{式 B} = \text{配点 (30点)} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{評価基準価格}} \right)^2 \right)$ </div> <p>※評価基準価格は、契約制限価格に 10 分の 5.5 を乗じた価格とする。</p> <p>なお、小数第 4 位以下は切り捨てとする。</p> <p>また、入札価格が評価基準価格を下回る場合の配点は 30 点とする。</p>	<p>配点 の修正</p>